

平成 31 年 2 月 28 日

介護サービス事業者のみなさまへ

介護給付費過誤申立依頼書の受付について

今治市健康福祉部
高齢介護課長

標題のことについて、これまで、当市が把握していない給付実績（*）について過誤申立依頼書が提出された場合は、事業者に個別に給付実績の有無（請求が通っているか、返戻や保留になっていないか）を確認し、給付実績ありとの回答を得た場合には過誤処理を進めることとしておりました。

しかしながら、一部事業者において、こうした給付実績の確認を行った上でも、実際には給付実績が無く、本来ならば過誤申し立てができない事例について過誤申立依頼が出されるケースが相次いでおります。

については、過誤申立の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

*例えば、平成 30 年 4 月サービス提供分について、給付実績（審査の結果、返戻、保留となったものを除く）に係る情報を市が取得できるのは、最短で平成 30 年 6 月 10 日頃（国保連合会による審査月の翌月 10 日頃）となります。

記

適用期間：平成 31 年 3 月 1 日から

（平成 31 年 2 月中に提出されたものについては従来どおり取り扱います。）

対応方法：毎月 10 日頃に市が取得する給付実績情報にて、実績を確認できるもののみ受け付けます。

具体的な手続きの流れは以下のとおり。

（事例 1）平成 31 年 2 月サービス提供分

平成 31 年 3 月 1 日～10 日 国保連合会へ請求

平成 31 年 3 月末 国保連合会から事業所へ審査結果を通知

平成 31 年 4 月 10 日頃 市が給付実績情報を取得

↓

平成 31 年 4 月 1 日以降に過誤依頼書を提出可能

（1 日～10 日頃提出分は一時預かりとします。）

(事例2) 月遅れで請求する場合

平成31年2月サービス提供分

平成31年4月1日～10日 国保連合会へ請求
平成31年4月末 国保連合会から事業所へ審査結果を通知
平成31年5月10日頃 市が給付実績情報を取得

↓

平成31年5月1日以降に過誤依頼書を提出可能

【サービス提供年月に係らず、**審査月の翌月以降**に提出可能】

(1日～10日頃提出分は一時預かりとします。)

(事例3) 国保連合会の審査結果が返戻・保留となった場合

ア 返戻の場合 過誤申立の必要はありません(保留後に返戻となった場合も含む)。
正しい内容にて再度、請求してください。

イ 保留の場合 審査結果確定後に、過誤申立を行うことができます。
(保留期間中は過誤申立できません。)

*保留理由等については、直接、国保連合会へお問い合わせください。

平成31年2月サービス提供分

平成31年3月1日～10日 国保連合会へ請求
平成31年3月末 国保連合会から事業所へ審査結果を通知(保留)
平成31年4月末 国保連合会から事業所へ審査結果を通知
(返戻の場合はアと同じ)

平成31年5月10日頃 市が給付実績情報を取得

↓

平成30年5月1日以降に過誤依頼書を提出可能

【サービス提供年月、請求月に係らず、**審査決定月の翌月以降**に提出可能】

(1日～10日頃提出分は一時預かりとします。)

高齢介護課
介護保険係
0898-36-1526